

住宅確保給付金

確認事項及び提出書類一覧

養父市

確認事項（このリストも提出してください。）

はじめに（確認事項）を確認されましたら□にチェックを入れて下さい。

- 申請時に生活保護を受給している方は対象外です。また、職業訓練受講給付金を受けている期間はこの給付金は受給できません。
- 対象は **現在居住中** の賃貸住宅の家賃となります。（住宅ローンには適用できません。また、既に住宅を喪失していて、これから新たに住宅を探す場合は居住を希望する市区町村の相談支援窓口でご相談下さい。
- 申請者は、世帯の生計維持者の方（生活費を主に負担されている方）となります。
- 給付金の受給にあたっては、求職活動（離職、廃業をされていない方については副業・ダブルワークを視野に入れた活動でも可）を行う必要があります。

※令和2年4月30日以降は、申請時点でのハローワークへの登録は不要です。

- 過去にこの給付金を受給したことがある場合は、再受給が認められない場合があります。再受給をご希望の方は相談支援窓口で相談してください。
- 必要書類が不足している場合、すべて揃うまで審査できません。不足がある場合は担当から連絡しますので、日中（平日9：00～17：00の間）に連絡が取れる電話番号等を申請書等に記入してください。

※提出前に、チェックリストにて不足がないか、必ず確認してください。

- 申請者及び同居者全員が、住民票の同一世帯として登録されていない場合、審査に時間がかかることや、場合によっては申請が認められない可能性もあります。
（申請者や同居者の方の住民票の登録がない場合、居住地への住民票の異動手続きをお願いします。どうしても異動できない事情がある場合には、郵送申請ではなく養父市役所自立相談支援窓口で申請を行ってください。）
- 受給額、申請にあたっての収入要件、資産要件、求職活動要件については、パンフレットをよくご確認のうえ、申請してください。
- 給付金の受給中に収入基準を超える **就労収入** があった場合は、支給中止となる場合があります。（就労収入以外の収入や公的給付の臨時的収入等は除く。）
- 給付金の受給中は、月に1回、求職活動等に関する状況報告書及び毎月の収入額の提出が必要です。提出がない場合や、熱心かつ誠実に求職活動が行われていない場合には、給付を中止することがあります。（提出方法等詳細は、受給決定後にお知らせします。）

確認事項について了承いただきましたら、申請者の署名及び電話番号を記入してください。

氏名（署名）： _____ 電話番号（ _____ ）

提出書類チェックリスト（□にチェックを入れてください）

提出書類	留意事項等
<p>【申請書関係（2種類とも必要です）】</p> <p><input type="checkbox"/>申請書（様式1-1）</p> <p><input type="checkbox"/>確認書（様式1-1A）</p> <p>【本人確認書類（申請者分）】</p> <p><input type="checkbox"/>身分証明書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none">・運転免許証 ・健康保険証・パスポート・マイナンバーカード・住民基本台帳カード ・住民票 など <p>【離職等又は収入減少を証する書類（どちらか片方が必要です）】</p> <p>（離職又は廃業の場合）</p> <p><input type="checkbox"/>以下のうち、いずれかの書類コピー</p> <ul style="list-style-type: none">・離職票 ・雇用保険受給資格者証・退職所得の源泉徴収票・健康保険証（任意継続）・勤務先が発行した退職証明書（企業名、社印、雇用期間、退職日、退職理由）の記載があるもの。 <p>※廃業の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・廃業届 <p>（収入減少の場合）</p> <p><input type="checkbox"/>減少したことが確認できる資料等</p> <ul style="list-style-type: none">・雇用主からの休業を命じる文書等・アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書等・請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書等・経営している店舗等が営業自粛により休業している旨の告知文書（ホームページを出力したものや、取引先へのお知らせメール等でも可）等	<p>●署名欄は、必ず申請者本人が署名してください。</p> <p>●顔写真付きのものは1種類</p> <p>●顔写真がないものは2種類</p> <p>※マイナンバーカードの場合、個人番号部分は不要</p> <p>※運転免許証は両面のコピーが必要です</p> <p>●提出できるものがない場合は、「離職状況等に関する申立書」（参考様式5）を記入して提出して下さい。</p> <p>●提出できるものがない場合は、「就業機会の減少に関する申立書（参考様式5-2）」に状況を記入してください。</p>

提出書類	留意事項等
<p>【住居関係】</p> <p>□入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）</p> <p>□賃貸契約書のコピー（店舗兼住居の場合は、住居に係る家賃の明示）</p> <p>□契約時から管理会社の変更がある場合には、それが確認できるもののコピー</p> <p>【収入・資産額がわかるもの】</p> <p>□預貯金通帳の写し（世帯全員分）</p> <p>※自営業・フリーランスの方で、事業用と生活費用の口座が異なる場合、資産要件は生活費用の口座にて確認を行います。</p> <p>※収入要件は、事業用と生活費用の口座両方の確認を行います。（算定にあたっては、必要経費は控除します） 同一口座内で事業の経費と生活費用の経費が混在している場合は、通帳のコピーに事業用と生活費用の内訳を記載してください。</p>	<p>※店舗兼住居で、住居部分に係る家賃の明示ができない場合は、面積按分とします。（面積がわかるものを提出）</p> <p>●「管理会社変更のお知らせ」等</p> <p>※必要なページ</p> <p>●表紙、見開きページ（店番、支店名口座番号等が記載されている部分）</p> <p>●定期預金（定額預金）のページ定期預金をしておらず、記入がない場合も必要。</p> <p>●普通預金（通常預金）のページ申請月から3カ月前の1日から、申請書（様式1-1）を記入した日まで記帳されているもの。</p> <p>（例）申請書記入日が ・令和2年5月20日の場合 <u>令和2年2月1日～令和2年5月20日まで</u></p> <p>※通帳の取引明細が「一括記載」となった場合は、取引明細を銀行等で出力してもらい、コピーを添付してください。</p> <p>※ネットバンク等を利用して、通帳のコピーを提出できない場合取引明細書を印刷したもの（画面を印刷したものでも可）が必要です。印刷できない場合で携帯電話の画面等で確認できる場合は、郵送申請ではなく、お住いの市区町村の相談支援窓口にて申請を行ってください。</p>

提出書類	留意事項等
<p>(雇用労働者・給与所得者の方)</p> <p><input type="checkbox"/> 給与明細 (世帯全員分) ※4 カ月分</p> <p>(自営業者、フリーランスの方)</p> <p><input type="checkbox"/> 収入状況に係る申請書 (自営業・フリーランス)</p> <p>(公的給付等を受給している場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 雇用保険 (失業手当等) の受給額が確認できるもののコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 児童手当、児童扶養手当の受給額が確認できるもののコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 年金の受給額が確認できるもののコピー</p>	<p>● 申請月を含むものと前3 カ月分</p> <p>※いずれも直近の受給額がわかるもの</p>